

○琉球大学外国人学生規程

(昭和53年12月2日制定)

改正 昭和54年12月26日 平成4年10月20日

平成6年3月22日 平成9年3月25日

平成22年9月21日 平成30年3月1日

平成31年4月16日 令和6年3月5日

第1条 琉球大学学則第58条及び琉球大学大学院学則第56条の規定による外国人学生については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 外国人学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 学部学生
- (2) 大学院学生
- (3) 特別支援教育特別課程生
- (4) 研究生
- (5) 科目等履修生
- (6) 特別聴講学生
- (7) 特別研究学生

第3条 前条第1号から第5号までに規定する外国人学生として入学を志願できる者は、この規程に定める入学資格を有し、特に定める場合を除き、修学に必要な日本語を理解できる者でなければならない。

2 外国人学生の入学時期は、原則として学年の始めとする。

第4条 学部学生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの
- (2) 日本において高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第5条 大学院修士課程(博士前期課程を含む。)の学生、特別支援教育特別課程生又は研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 日本において大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第5条の2 大学院博士後期課程の学生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (2) 日本において修士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第6条 大学院博士課程(医学)の学生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学又は歯学)を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 日本において大学(歯学又は医学の課程)を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第7条 科目等履修生として入学することのできる者は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの
- (2) 日本において高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第8条 入学志願者は、次の各号に定められた書類に所定の検定料を添え、所定の期日までに当該学部又は研究科へ提出しなければならない。

- (1) 第4条第1号に該当する者
 - イ 願書
 - ロ 履歴書
 - ハ 最終出身学校の学業成績証明書
 - ニ 外務省在外公館、本邦所在の外国公館の発行する身分証明書、依頼状等
 - ホ 旅券の写又は外国人登録済証明書(国外にある者は除く)
 - ヘ 日本語理解力調査書
 - ト その他本学が必要と認める書類
- (2) 第4条第2号に該当する者
 - イ 願書
 - ロ 調査書(文部省所定の様式により出身高等学校長が作成したもの)
 - ハ 旅券の写又は外国人登録済証明書
 - ニ その他本学が必要と認める書類
- (3) 第5条、第5条の2及び第6条に該当する者は、前各号に準ずる。
- (4) 第7条第1号に該当する者
 - イ 願書
 - ロ 履歴書
 - ハ 最終出身学校の学業成績証明書
 - ニ 日本語理解力調査書
 - ホ その他本学が必要と認める書類
- (5) 第7条第2号に該当する者
 - イ 願書
 - ロ 履歴書
 - ハ 最終出身学校の学業成績証明書
 - ニ その他本学が必要と認める書類

第9条 入学の選考は、学則その他入学選考に関する諸規則を準用する。

2 前項によりがたい事情があると認めた場合は、特別の選考を行うことができる。

第10条 入学の許可は、前条の選考結果に基づき当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て学長が行う。

2 第1項により科目等履修生として入学を許可された者の履修期間は、琉球大学科目等履修生規程第7条の規定にかかわらず1年とすることができる。ただし、科目等履修生願書は学期ごとに提出しなければならない。

第11条 入学を許可された者は、所定の期日までに在留資格(留学)を記載した外国人登録済証明書その他必要書類を提出するとともに所定の入学料を納付しなけれ

ばならない。

2 前項の入学手続きを所定の期日までに完了しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

第12条 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年文部大臣裁定)に基づく外国人学生については、検定料、入学料及び授業料(以下「授業料等」という。)を徴収しない。

第13条 本学と外国の大学との間において締結された大学間交流協定、学部間交流協定及びこれらに準ずるもの(以下「協定」という。)に基づいて受け入れる特別研究学生及び特別聴講学生の授業料等が相互に不徴収と定められている場合、当該外国人学生の授業料等は、協定に定める人数、期間等の範囲内に限り徴収しない。

2 琉球大学研究生規程第5条第3項、第9条第1項及び第11条第1項並びに琉球大学科目等履修生規程第3条第1項、第6条第1項及び第9条の規定にかかわらず、本学と外国の団体との間において締結された連携協力に関する覚書及びこれに準ずるもの(以下「覚書」という。)に基づいて受け入れる研究生及び科目等履修生の授業料等が不徴収と定められている場合、当該外国人学生の授業料等は、徴収しない。

第14条 外国人学生のための授業科目として開設する日本語科目及び日本事情に関する科目の名称、単位数及び講義内容は、琉球大学共通教育等履修規程第3条の別表1に定めるとおりとする。ただし、履修希望者が少数の場合は、開講しないことがある。

第15条 外国人学生のうち学部学生として入学した者が、日本語科目の単位を修得した場合には外国語科目の単位に、日本事情に関する科目の単位を修得した場合には外国語を除く共通教育の科目の単位に、それぞれ充てることができる。

第16条 外国人学生の取扱いについては、この規程に定めるもののほか学内諸規則を準用する。

第17条 この規程の改廃は、グローバル教育支援機構会議の議を経て、グローバル教育支援機構長が行う。

附 則

1 この規程は、昭和53年12月2日から施行する。

2 琉球大学外国人学生規程(昭和47年7月14日制定)は、廃止する。

附 則(昭和54年12月26日)

この規程は、昭和54年12月26日から施行する。

附 則(平成4年10月20日)

この規程は、平成4年10月20日から施行する。

附 則(平成6年3月22日)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月25日)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月21日)

この規程は、平成22年9月21日から施行する。

附 則(平成30年3月1日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月16日)

この規程は、平成31年4月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和6年3月5日)

この規程は、令和6年3月5日から施行し、令和6年2月20日から適用する。